

## 出席停止のお知らせ

以下の病気にかかれた時は、医師から許可が出ないと登校できないことになっております。その間、しっかりと休養をとっていただき、完全に治してから登校するようにお願いします。

医師から登校の許可が出ましたら、下記の治ゆ報告書に必要事項を記入、押印の上、キリトリ線で切り離して、担任に御提出ください。

### 《 病名と出席停止の期間 》

	病名	期間	
<b>第1種</b>	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治ゆ するまで	医師の許可が必要
<b>第2種</b>	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで	
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	熱が下がって3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日経過するまで	
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで		
<b>第3種</b>	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病） その他の伝染病〔伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、溶連菌感染症、（ ）等〕	症状に応じて出席停止の必要性を医師が判断し、医師の許可があるまで	

----- キ リ ト リ -----

治 ゆ 報 告 書

年 月 日

部 年 組 氏名

(病名) \_\_\_\_\_ のため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日～\_\_\_\_月\_\_\_\_日の間、欠席していましたが、  
主治医より、\_\_\_\_月 日 ( ) から登校を許可されましたので、報告します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

受診医療機関

病院名  
医師名  
TEL